

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人M T S
- 三 代表者の氏名  
櫻井 靖恒
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市戸塚東三丁目十二番二十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、社会福祉として、子育て支援のための施設開設運営に携わり、待機児童対策だけでなく保育士、障害者、高齢者の雇用対策を考え又、高齢者の為の介護施設の整備や保育及び介護に携わる職員が、安心して働くことができる環境と経済的に自立できる社会を創り上げていくための積極的な就労促進を進め、社会福祉の生産性を向上し、仕事と介護及び育児を両立できる社会づくりを目的とする。